

2011年3月30日

三重県警察本部長様

エスペランサ 代表 青木 幸枝

## 自動車運転免許学科試験ポルトガル語実施を求める要望

三重県では、2010年4月に、自動車運転免許学科試験が英語で実施されるようになりました。しかし、英語での外国人の合格率は8.5%と大変低くなっています。(8月末現在)

三重県に暮らす約4万9千人の外国人の内、ポルトガル語を母語とする人は約4割、スペイン語の人は約1割で、合わせると全体の半数を占めます。英語を母語・あるいは公用語とする人は、約1割です。

母語でない言語で学科試験を受けることは大変困難なことであり、多くの外国人が自動車運転免許を取得できず、それが、就職の困難さや生活の不便さを招いています。

日本での取得を断念した人が、運転免許証を取得するには、外国で運転免許証を取得し、日本の免許に切り替える方法しかありません。そのため、ブラジル・ペルー・ボリビアなどに帰国して取得する人が少なくありません。しかし、この方法で免許証を取得した場合、日本の交通ルールを身につける機会が得られません。

また、子どもたちにも大きく影響を及ぼしています。

日本の免許証に切り替えるには、外国で免許証を取得した後、取得した国に3か月以上滞在したという証明書が必要であるため、学齢期の子どもを連れて帰国した場合、長期に渡って休学することとなります。子どもが長期に渡って日本語を使わない環境で暮らすことは、子どもの日本語の能力の著しい低下を招き、日本に戻ってからの子どもの教育に大きな悪影響を及ぼします。

子どもの教育を考えて、子どもを日本に残して帰国することもあります。子どもが精神的に不安定になる場合が少なくありません。

また、家族の運転免許証取得が不可能であったため、再就職の話が流れ、ブラジルに帰国せざるを得なくなった子どももいます。日本滞在が長い子どもは、母語を話せても、母語の読み書きができない子どもがほとんどで、母国の学校に適応できない子どももいます。

子どもたちの生活と教育を保障し、三重県の外国人登録者の半数を占める南米出身者に日本の交通ルールやモラルを理解する機会を保障するため、以下の事柄を要望します。

### 要望項目

- 一、自動車運転免許学科試験をポルトガル語で実施してください。
- 一、更新講習時の映像にポルトガル語の字幕をつけてください。